

PFI 推進委員会総合部会における今後の審議の進め方について（案）

平成 20 年 2 月 5 日

1. PFI 推進委員会（1 月 23 日）で示された今後の審議の進め方

1 月 23 日に開催された PFI 推進委員会において、渡委員長より今後の審議の進め方について以下のとおり提案、了承された。

- (1) PFI 推進委員会報告（平成 19 年 11 月 15 日）に沿って、速やかに対応すべき課題について、総務省の政策評価結果も踏まえ、検討、措置を行う必要がある。
- (2) 速やかに委員会の下に部会を設けて検討を開始し、今後半年程度を目途に、部会から本委員会に検討成果を報告、委員会がとりまとめるというスケジュールを予定。

2. 具体的な検討課題

- (1) PFI 推進委員会報告（平成 19 年 11 月 15 日）に示された課題のうち、重点的に検討し速やかに措置を講ずべき課題
 - ①個別具体のプロセスごとの課題
 - ②他の官民連携手法とのノウハウの共有、活用及び必要な調整の実施
 - ③地球温暖化防止への対応
 - ④補助金、税制等の支援措置のイコールフットイング
- (2) 総務省の政策評価結果で示された事項のうち、ガイドラインの改定等、PFI 推進委員会で検討していただくべき事項（資料 5、参考資料 6 参照）

3. 検討スケジュール

- (1) 総合部会の下に「重点課題検討ワーキンググループ」（仮称）を設置し、今後 3 回程度（3 月、4 月、5 月頃の開催を予定）ワーキンググループを開催することとする。
- (2) ワーキンググループの座長は部会長が務めるものとし、メンバーについては、総合部会所属の各委員・専門委員の希望を伺って決定する。なお、ワーキンググループに参加しない総合部会所属の委員・専門委員についても適宜オブザーバーとしての出席は可能とする。

- (3) ワーキンググループでの審議を踏まえ、6月頃をめどに総合部会を開催し、検討課題への対応を審議、整理する。
- (4) 総合部会で整理した内容につき、7月頃をめどに推進委員会に報告、推進委員会にてとりまとめる。

4. 検討の進め方

PFI 推進委員会報告（平成 19 年 11 月 15 日）に示された、重点的に検討し速やかに措置を講ずべき課題について、当面、それぞれ報告書に示された内容に沿って、総務省の政策評価結果も踏まえ、検討を進める。

- (1) 個別具体のプロセスごとの課題
 - ・ 課題の対応等の横断的な受け皿となる「要求水準書作成指針」及び「標準契約書モデル及びその解説」の検討を中心に行う。（別紙参照）
 - ・ その際、特に報告中に掲げられた事項についてまず検討を行う。
- (2) 他の官民連携手法とのノウハウの共有、活用及び必要な調整の実施
 - ・ 他の官民連携の手法も視野に入れて PFI についてのあり方を検討する。
 - ・ 様々な実務的な課題については、官民連携手法に関する関係省庁連絡協議会において早急に実態把握等を行う。
- (3) 地球温暖化防止への対応
 - ・ 地球温暖化対策につき明確に位置付けること等につき、要求水準書作成指針に明記するとともに、審査基準に温室効果ガスの削減への配慮を示すべきことにつき、公共施設等の管理者等に対し、普及啓発を図ること等について検討する。
 - ・ VFM 向上や地球温暖化防止に資するよう、光熱費につき PFI-LCC に参入すること等、適切な対応策について検討する。
- (4) 補助金、税制等の支援措置のイコールフットィング
 - ・ 関係省庁に対しアンケート調査を行い、実態を把握することから始める。
- (5) VFM 算出の透明性・客観性の確保
 - ・ VFM 算出の具体的な方法を示すなどガイドラインの充実、VFM 算出に係る事例の蓄積・情報提供、VFM 算出に係る支援方策の充実等について検討する。
 - ・ VFM の算出過程や算出方法の公表を進めるため、VFM ガイドラインの趣旨の普及啓発等所要の措置の実施について検討する。